明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十九年八月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年六月二十七日

静岡県焼津市大覚寺三丁目一五番地の一〇

株式会社キノシタ

代表取締役　木下　洋美

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である田代久登が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年六月二十七日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目二番六号恵比寿ファイブビル五F

HIMA Paul Hildebrandt GmbH & Co KG

日本における代表者　田代　久登

限定承認公告

本籍茨城県取手市青柳一丁目二六三番地、最後の住所千葉県我孫子市布佐二七八七番地の一二

被相続人　亡　柿沼　勉

右被相続人は平成二十八年十一月七日死亡し、その相続人は平成二十九年五月十二日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十七日

茨城県取手市青柳一丁目一番五〇

相続財産管理人　柿沼　孝

限定承認公告

本籍茨城県水戸市城東二丁目二番、最後の住所千葉県松戸市新松戸五丁目一七九番地の四

被相続人　亡　木村　弘樹

右被相続人は平成二十九年三月二日死亡し、その相続人は平成二十九年六月十四日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十七日

埼玉県さいたま市桜区桜田二丁目一八番三号

相続財産管理人藤井悠生

法定代理人親権者母　藤井　有子

限定承認公告

本籍栃木県足利市大前町一〇二六番地、最後の住所東京都台東区鳥越二丁目六番三号

被相続人　亡　相澤　芳江

右被相続人は平成二十七年九月二十四日死亡し、その相続人は平成二十九年六月十六日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十七日

東京都中央区銀座一丁目四番六号紅雀ビル五階　原・井上法律事務所

相続財産管理人松田優子

代理人弁護士　藤川　祐士

限定承認公告

本籍宮城県仙台市青葉区上杉二丁目一一五番地、最後の住所山梨県上野原市上野原二四七九番地四ビューコーポ東山一〇六号

被相続人　亡　氏家　清

右被相続人は平成二十九年二月二十七日死亡し、その相続人は平成二十九年六月十九日甲府家庭裁判所都留支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十七日

東京都中央区日本橋箱崎町三二―三秀和日本橋箱崎レジデンス二一二号

相続財産管理人氏家清弥

右代理人弁護士　原　宏之

限定承認公告

本籍京都府城陽市久世下大谷一一〇番地三〇、最後の住所京都府城陽市久世下大谷一一〇番地の三〇

被相続人　亡　香川　秀之

右被相続人は平成二十八年九月二十六日死亡し、その相続人は平成二十九年六月十五日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十七日

京都府城陽市寺田丁子口三三―一四〇

限定承認者　香川　忠輿

新規信託分割の公告

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、平成二十九年七月三十一日付で左記一の信託を新規分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、従前の信託の特定

（一）信託の当事者

委託者兼受益者

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

ウェアハウス２９合同会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（二）信託の年月日及び契約名称

平成二十七年十一月二十六日付不動産管理処分信託契約（ＢＴＳブリッジ）（その後の変更を含む。）

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、分割が効力を生ずる日以後の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込みいずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

不動産信託部

電話番号　〇三―六二五六―一三〇二

平成二十九年六月二十七日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

支配人　荒井　寿夫

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十九年五月二十二日開催の通常総会において、出資一口の金額を十万円から一万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十九年六月二十七日

鹿児島県指宿市西方四七三番地

鹿児島県みらい協同組合

代表理事　奈良　千尋

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を金四十八億八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十八年七月二十九日付官報の号外第一六九号一六八頁に掲載されています。

平成二十九年六月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目八番二一号

トライアングル特定目的会社

取締役　沼澤　勝義

正誤

ページ	段	行	誤	正
六五	下	終りから八	平成二十四年法務省告示第百五十九号	平成二十四年法務省告示第百九十号
四五	上	終りから一九	平成二十九年法務省告示第二百四十八号	平成二十九年法務省告示第二百四十八号

（原稿誤り）

四四　四日本語能力試験日本語教育能力検定試験

平成二十四年三月三十日（号外第七十三号）厚生労働省告示第百九十号（特例フィリピン人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針を定める件）

（原稿誤り）

平成二十九年三月二十九日（号外第六十五号）厚生労働省告示第九十九号（特例ベトナム人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針を定める件）

（原稿誤り）

◉号外　六月二十七日付第一三七号　一六〇ページ●同日付政府調達第一二〇号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）